

地域指定年度	昭和45年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和62年度
	平成4年度
	平成10年度
	平成15年度
	平成20年度
	平成28年度

# 御殿場市農業振興地域整備計画書

令和6年2月

静岡県御殿場市

## 目 次

第1	農業振興地域整備計画と地域の現状	1
1	農業振興地域整備計画について	1
	(1) 経過と変更の理由	1
	(2) 計画の背景	1
2	地域の現状と今後の方向	2
	(1) 現状と課題	2
	(2) 今後の方向	2
第2	農用地利用計画	3
1	土地利用区分の方向	3
	(1) 土地利用の方向	3
	ア 土地利用の構想	3
	イ 農用地区域の設定方針	3
	(2) 農業上の土地利用の方向	5
	ア 農用地等利用の方針	5
	イ 用途区分の構想	6
	ウ 特別な用途区分の構想	6
2	農用地利用計画	6
第3	農業生産基盤の整備開発計画	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2	農業生産基盤整備開発計画（付図2号）	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	8
4	他事業との関連	8
第4	農用地等の保全計画	9
1	農用地等の保全の方向	9
2	農用地等保全整備計画（付図3号）	10
3	農用地等の保全のための活動	10
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14

第6	農業近代化施設の整備計画	15
1	農業近代化施設の整備の方向	15
2	農業近代化施設整備計画（付図4号）	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	17
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	17
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	17
3	農業を担うべき者のための支援の活動	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	18
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	18
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
3	農業従事者就業促進施設	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第9	生活環境施設の整備計画	20
1	生活環境施設の整備の目標	20
2	生活環境施設整備計画	24
3	森林の整備その他林業の振興との関連	24
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	24
第10	付図（別添）	25
別記	農用地利用計画	26
	（1）農用地区域	26
	（2）用途区分	26
	農業振興地域及び整備計画の指定、策定及び変更経過	27
	（1）農業振興地域の指定及び区域変更	27
	（2）農業振興地域整備計画の策定及び主な変更	27
	【用語説明】	28

# 第1 農業振興地域整備計画と地域の現状

## 1 農業振興地域整備計画について

### (1) 経過と変更の理由

御殿場市（以下、本市）は、昭和46年3月に農業振興地域の指定を受け、昭和49年3月に農業振興地域整備計画を策定した。その後も農業、農村を取り巻く環境は常に変化しており、農用地利用計画の変更については、農用地の集団性を保つことに重点を置き、昭和62年、平成5年、10年、15年、21年、29年に定期変更を実施するとともに、必要に応じて随時変更、軽微変更により対応してきている。

令和に入り、小面積での農業参入（半農半X）や事務手続きの円滑化を図ることで、優良農地の確保と担い手への農地の集積・集約化がさらに促進されるよう、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法の一部の改正が行われている。また、令和2年3月に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、担い手の育成・確保、農地集積・集約化と農地の確保、スマート農業の加速化等が農業の持続的発展のために取組む施策として位置づけられた。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、この新たな食料・農業・農村基本計画や改正基盤法等に基づくとともに、静岡県農業の指針として策定された「静岡県食と農の基本計画」、「静岡県農業農村整備みらいプラン」、「静岡県農業振興地域整備基本方針」や市の農業情勢、第4次御殿場市総合計画その他諸計画との整合性を図り、今後10年を見通して農業の振興方針の見直しを行うものである。

### (2) 計画の背景

本市では、農業生産展開の基盤となる優良農地を確保し、農業の振興を図りつつ、農業振興地域の秩序ある土地利用の確保に努めていくものとする。

そのため、農用地利用計画の見直しにあたっては、農地台帳システムを利用し、基盤整備済みまたは集団的農用地に含まれる白地農地で将来的に営農すべきものや、集団性のない農用地、生産性の低い農用地、現況農用地として利用されず、今後も利用見込みのないもの等について把握し、検討を行った。

また、農用地等の保全計画、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画並びに農業従事者の安定的な就業の促進計画では、地域農業者の意向を踏まえた計画策定を基本とし、本市の基幹作物である水稻を主体とした生産性の高い農業の確立に向け、農地基盤整備によるほ場条件の改善を図るとともに、農地の集積・集約化、農作業の受委託等を推進し、経営規模の拡大、農業の近代化、認定農業者やビジネス経営体等の育成等を具体化させるものとする。

## 2 地域の現状と今後の方向

### (1) 現状と課題

本市は、静岡県の中東部に位置し、富士と箱根の弓状の裾合いに形成された高原地帯であり、標高約700mまで住宅や農用地が散在している。気候は冷涼多雨で、湿度が高く霧が発生することが多い。また、県内の都市としては寒さが厳しく雪が降ることが多い。

交通網は、東名・新東名高速道路をはじめ、国道246号、国道138号等の道路網が広域交通の軸として機能しており、交通・立地条件に恵まれている。

本市の農業は、水稻を基幹作物として複合経営による土地利用型農業が行われている。特に「ごてんばこしひかり」は全国的に高い評価を得ており、その中でも「このはなの恵み」はトップブランド米としてしずおか食セレクションに認定され、ブランド力向上の一翼を担っている。また、富士山の豊富な湧水を利用した水かけ菜やワサビ栽培が行われ、本市の特産物として定着している。農業基盤については、県営基盤整備事業等により、市の北部を中心に生産性の高い農地への転換が進んでいる。

しかし、少子高齢化・人口減少が加速度的に進行する中、本市においても農家数・農家人口の減少、農業従事者の高齢化、担い手不足等の問題が深刻化している。また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定や国際情勢の影響による飼料・肥料等の価格高騰、自然災害の激甚化・頻発化等の影響により、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

さらに、資産的土地保有志向の強い農家が多く、農地の集積・集約化は進展せず、地域によっては土地基盤整備が進まない状況にあり、生産力の低下を招いている。また、農業従事者の減少や高齢化、芝需要の減少等により荒廃農地が増加しているため、その対策が急務となっている。

本市は、このような農業をめぐる様々な問題に加え、SDGsの達成に貢献する安全・安心な食料の安定供給や環境負荷低減を目指す「みどりの食料システム戦略」による国の基本方針に基づき、持続可能な農業活動等に特化した対応が求められている。

### (2) 今後の方向

本市の農業を将来にわたり持続的に発展させていくため、ごてんばこしひかりをはじめ、水かけ菜やワサビ等の特産物の産地化及び6次産業化によるブランド力の強化や農業構造の改革を積極的に推進する。

そのため、土地改良事業による大区画化や水田の汎用化の促進、地域計画に基づく農地中間管理事業等の活用による農地の集積・集約化、省力化技術等のスマート農業に代表される農業DXにより、効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保を推進するとともに、荒廃農地の発生防止及び解消を図る。

基幹作物である水稻は、ごてんばこしひかりを中心とした食味にこだわった品質の高い売れる米づくりを促進するとともに、水田を活用した麦・大豆・そば等の生産の定着・拡大により、安定した水田農業経営の確立を図る。

また、栽培履歴等の情報開示や、農産物直売、食農学習の推進等、地産地消の取組を強化し、消費者ニーズにあった信頼される産地づくりを推進する。また、地域の活性化を図るため、都市圏に近い地の利を生かし、「ごてんば農家民宿村」をはじめとしたグリーン・ツーリズム等により交流・体験型農業を推進する。さらに、農地が持つ水源涵養、景観形成等の多面的機能の活用とともに、環境への負荷を軽減し、環境保全型農業の展開を図る。

## 第2 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

本市は、市域面積19,490haの約1/3を占める東富士演習場(6,144ha)を除いて、約50%が山林、約20%が農用地であり、自然的土地利用が大きな部分を占めている。市域のうち市街化区域、東富士演習場及び富士山と箱根山系の森林地帯等を除いた10,276haが農業振興地域(以下、本地域)に指定されている。土地利用の状況は、農用地面積2,083ha、農業用施設用地30ha、森林・原野5,098ha、その他3,065haとなっている。

今後も農業を振興する地域としては、市街化区域、東富士演習場及び箱根山系の森林地帯を除いた地域とするが、本市では北部地区を除き基盤整備が立ち遅れていることから、その整備を推進する必要がある。

一方、新東名高速道路の延伸や新御殿場インターチェンジへのアクセス道路整備等により、富士山周辺や箱根、伊豆等への来訪者の交通ネットワークが形成され、観光や物流等の地域経済活性化が期待されることから、既存の観光施設の有効利用や富士山の恵みを生かした各種事業の展開等、首都圏への交通利便性を生かしたまちづくりをさらに推進する必要がある。

また、市域の富士山外周をつなぐ東富士演習場周辺団地間連絡道路と箱根山系に囲まれたエリアは、先端技術を活用し、持続可能なエネルギー利用と脱炭素社会を実現しながら、地域経済の好循環を目指す“エコガーデンシティ”構想実現のため、産業立地と農業振興の共存を図る。

このような状況を踏まえ、集団的農用地や土地改良事業の対象地等の優良農地については農用地区域に積極的に設定し、これを適切に確保・保全することを基本に農業的土地利用の区分を明確にし、都市化の進展による土地利用の混在化を防止するとともに、土地の有効利用を図る。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、(%)

年次	区分	農用地	農業用施設用地	森林原野	その他	計
現在 (令和5年)		2,083 (20.3)	30 (0.3)	5,098 (49.6)	3,065 (29.8)	10,276 (100)
目標 (令和15年)		2,073 (20.2)	30 (0.3)	5,098 (49.6)	3,075 (29.9)	10,276 (100)
増減		△10	0	0	10	0

(注) 1 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査

2 ( )内は構成比である。

3 都市計画道路等の整備予定面積は含まない。

##### イ 農用地区域の設定方針

###### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地2,083haのうち、a～cに該当する農用地1,319haについて、農用地区域を設定する方針である。

- a 10ha以上の集団的農用地（農振法第10条第3項第1号）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地（農振法第10条第3項第2号）
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である次の土地（農振法第10条第3項第5号）
  - 国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
  - 土地改良事業の実施が予定されている土地
  - 土地改良事業（計画地を含む。）対象地と一体的な利用がなされている土地
  - 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止する必要がある土地
  - 地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
  - 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域に含めない。

  - (a) 主要幹線道路沿線で市街化が進展している区域内に介在する農用地
  - (b) 集落区域内に介在する農用地及び集落周辺の農用地で道路・水路等の地形、地物によって集団的農用地と分断される団地規模が概ね1ha未満の農用地
  - (c) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要のあるものについては、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積(ha)	農業用施設の種類
富士伊豆農協 育苗・種子糶センター	板妻	5.5	育苗・種子糶センター、畜舎
東富士養鶏場	板妻	5.2	養鶏団地
計		10.7	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農用地区域は、北部地区を中心に約8割が水田として利用され、湧水等の水利が確保できる地域では水稻裏作の水かけ菜が栽培されている。残りの約2割は畑等として利用され、野菜・茶・芝等が栽培されている。

今後は、土地改良事業による農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を図るとともに、地域計画を策定し、農地中間管理事業を活用することにより、認定農業者やビジネス経営体等への農地の集積・集約化を加速化し、経営規模拡大を促進する。また、ICTを活用した営農の効率化・省力化等のスマート農業を推進する。

基盤整備等により集団化された水田は、水稻を中心に麦・大豆・そば等の転作作物や湧水を生かした水かけ菜の栽培等地域の特性にあった農用地の利用を推進する。

畜産については、生産管理技術の改善による経営の合理化や大規模化、ブランド力の強化を推進する。また、耕種農家との連携により、荒廃農地等を利用した飼料作物の栽培による自給飼料の確保を検討する。さらに、SDGsへの取組の一環として、家畜排せつ物の堆肥化により地力の増進を図る等、資源循環型農業を推進する。

表 農用地面積の見通し

単位：ha

地区名	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林・原野等
	北部地区 (A地区)	現況	797.7	0.0	—	1.5	799.2
将来		797.7	0.0	—	1.5	799.2	—
増減		0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
中部地区 (B地区)	現況	294.8	35.7	—	11.7	342.2	—
	将来	294.8	35.7	—	11.7	342.2	—
	増減	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
南部地区 (C地区)	現況	190.7	0.0	—	0.4	191.1	—
	将来	190.7	0.0	—	0.4	191.1	—
	増減	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
合計	現況	1,283.2	35.7	—	13.6	1,332.6	—
	将来	1,283.2	35.7	—	13.6	1,332.6	—
	増減	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—

(注) 1 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

2 「0.0」は四捨五入による単位未満。「—」は該当なし。

## イ 用途区分の構想

### (ア) 北部地区（A地区）

本地区は、大規模な土地改良事業が行われ、生産性の高い集団的農地が整備された本市を代表する穀倉地帯である。また、水稲の裏作として、富士山の湧水を利用した水かけ菜やワサビ栽培が行われ、特産物として定着している。

今後も、土地改良事業により水田の大区画化を図り、自動走行農機、ICT水管理等による作業の効率化や農地の集積・集約化を推進する。また、水田を活用した麦・大豆・そば・たまねぎ・飼料用米等の生産の定着・拡大により、収益性の高い水田農業経営の確立を図るため、農地としての用途を設定する。

### (イ) 中部地区（B地区）

本地区のうち、砂沢川水系西側の傾斜地帯は、昭和40年代までの開田事業により、団地性に恵まれた集団的農用地として整備されている。農用地は約5割が10a程度に区画整形された水田、約4割が畑、約1割が牧草地で形成されている。水田及び畑には芝が作付けされていることが多く、平成初期までは本市の芝生産の中心であったが、生活環境の変化、需要の低迷とともに現在は自己保全管理農地や荒廃農地が拡大している。

今後は、客土等の土層改良により地力増進を図りつつ、芝以外の茶や野菜栽培を促進し、荒廃農地の再生利用を推進する。また、その他の農用地についても、水稲やそば等を基幹作物としつつ、畜産農家との連携による飼料作物の生産拡大を図り、畜産については、新たな施設は既存の畜産団地周辺に誘導する等、多様な農業の振興を図るため、今後とも農用地としての用途を設定する。

### (ウ) 南部地区（C地区）

本地区は、市内でも比較的温暖で中部地区より水利条件に恵まれており、水稲を基幹作物としている。また、湧水に恵まれている二子地区では、特産物である水かけ菜の栽培が行われている。一方、稲作に適さず荒廃農地が拡大していた東富士演習場周辺では、ビジネス経営体による荒廃農地の開墾・整備が実施され、ワイン用のブドウ栽培が始まっている。

今後も引き続き、恵まれた自然条件を生かした作物生産と水稲を中心とした複合経営を振興するとともに、新たな御殿場ブランドの確立を目指すため、農地としての用途を設定し、土地改良事業等の実施を進める。

## ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しない。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（付図1号）

### 第3 農業生産基盤の整備開発計画

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農業にとって水稲は最も重要な作目であり、農業振興の基本を成している。しかし、水田の多くは小規模・不整形で、30a区画程度以上に整備された水田の整備率は約4割にとどまっており、農道及び用排水路が整備されていない農地も多い。

このような中、基盤整備は主に高根地区で面整備が行われており、市の北部地区を中心に生産性の高い農地への転換が進んでいる。

今後も、水田については、集積・集約化を進める区画整理等や大区画化、ICT水田水管理システムの整備による省力化、高収益作物等の生産のための地下水位制御システム、用排水路の整備等、排水対策を主体としたほ場条件の改善により、水田の汎用化を積極的に進め、生産性の高い農地としての利用を推進する。また、農道における重要な構造物である橋梁の耐震化・補修、路面改良により、通作条件の改善や集出荷の効率化を図るとともに、市民の安全・安心な暮らしを確保する。

なお、整備にあたっては、田園環境整備マスタープランに基づき、自然との共生や良好な景観の保全形成に配慮しつつ農道及び用排水路等の整備や土地基盤整備を推進する。

また、農業従事者の兼業化・高齢化が進む中、用排水路や農道等の整備・補修を推進し、農用地の維持管理を図る。

#### ア 北部地区（A地区）

本地区は本市を代表する穀倉地帯となっており、富士山の湧水を利用した水稲栽培が主であり、特産物の水かけ菜やワサビ等の栽培も行われている。

高根東部・高根北部地区や、高根西部山之尻地区、御殿場かがやき地区（仁杉・北久原地区）、高根西部塚原地区、御殿場深沢地区では県営基盤整備事業が完了し、高根西部地区（柴怒田・上小林地区）は小山町一色地区とともに、県営基盤整備事業が進行中である。今後、基盤整備が完了した農地から、多面的機能支払制度等を活用した農地の維持管理を推進する。また、深沢地区等では農道の路面改良整備、仁杉地区、茱萸沢地区では用排水路の整備も進んでおり、生産性及び汎用性の高い水田として活用を推進する。一方、面的整備の計画のない地域については、用排水路の整備等を推進し、農地の維持管理を図る。

#### イ 中部地区（B地区）

本地区は、富士火山灰性の礫混じりの砂質土と溶岩という地質で、排水の良い土壌であり、畑作と比較的小規模な水田が主体である。市街地周辺の地域では小規模土地改良事業等の導入を検討するとともに、多面的機能支払制度等を活用した農地の維持管理に努める。

一方、東富士演習場に隣接する基盤整備済みの集団農用地については、そば・飼料作物等の生産を誘導し、農用地の有効利用を推進する。

#### ウ 南部地区（C地区）

本地区は、北部地区と同様に従来から水田地帯であり、水稲の裏作として水かけ菜の栽培も行われているが、比較的経営規模が小さい農家が多い。東富士演習場に隣接する地域は、芝が作付けされ集団農地を形成しているほか、一部では茶生産も行われている。

今後は、整備済みの集団農用地の維持・保全を図りつつ、中清水地区で進行中の県営基盤整備事業による区画整理や用排水路・農道の路面改良等を行い、水稻を基幹とした複合経営の振興を図る。また、神山兎島地区は、県営基盤整備事業が実施予定であり、主にワイン用ブドウ栽培を想定した区画整理を推進する。

## 2 農業生産基盤整備開発計画（付図2号）

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
一般農道整備事業	舗装補修 L=2,900m 橋梁耐震補強 5 橋	駿東 (深沢・二子 ほか)	203	1	H28～R8 1,160,000 千円 (45,443 千円)
経営体育成基盤整備事業	区画整理 48ha (41.5ha)	高根西部 ・一色	48 (41.5)	2	H29～R9 1,420,000 千円 (1,342,300 千円)
〃	〃 26.9ha	中清水	26.9	3	H30～R8 811,000 千円
農業基盤整備促進事業	用排水路 L=320m	神山	1.5	4	H29～R5 45,386 千円
〃	用排水路 L=250m	茱萸沢	4	5	R1～6 (49,919 千円)
東富士演習場周辺農業用 施設設置助成事業	区画整理 20ha	中畑 (上合・二俣・中島)	20	6	R3～8 598,000 千円
農業基盤整備促進事業	用排水路 L=150m	尾尻	5	7	R6～8 (20,000 千円)
経営体育成基盤整備事業	区画整理 10ha	神山兎島	10	—	R7～11 (200,000 千円)

(注) ( ) は、御殿場市分

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、戦後の一斉造林により本地域外の富士山麓及び箱根外輪山に多く分布している。今後は、地域や林相に応じた計画的な森林を整備するとともに作業路網の整備を推進する。なお、農用地に隣接する林道の整備等にあたっては、農業・林業の振興に必要な施策として双方に配慮した一体的な整備を推進する。

## 4 他事業との関連

新東名高速道路やアクセス道路の整備により、交通利便性の向上・産業の発展が見込まれ、工業団地開発事業等が進められている。今後、新東名高速道路の全線開通により、産業・観光関連の交通量の急激な増加や農用地の分断等が予想されることから、事前に影響を考慮した上で適切な道路整備を実施する。

## 第4 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であるとともに、食料の安定供給はもとより、国土の保全や生物の棲息地、良好な景観の形成等多面的機能を有している。これらの機能を十分に発揮するために、農用地の保全に努めていかなければならない。

しかし、近年、都市化の進展による農用地の減少や農業従事者の減少・高齢化、担い手不足等により、荒廃農地等の増加が問題となっている。また、気象災害の激甚化による農業被害や農作物の高温障害、新規病害虫の発生等、農業生産全体の在り方についても、SDGs や地球環境への負荷軽減の重要性が高まっている。

このため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、農地・農業用施設等の地域資源の保全に関する地域の共同活動や、環境保全に向けた農業者の先進的な営農活動、水路・農道の長寿命化等を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮に努める。また、ほ場の大区画化、汎用化等の土地改良事業のほか、農地パトロール、地域計画の策定を通じた話し合いを促進し農地中間管理事業等の活用により、認定農業者やビジネス経営体等への農地の集積・集約化を加速化する。

地区別にみると、北部地区は、富士山の湧水により水量の豊富な鮎沢川をはさんで穀倉地帯を形成しており、土地改良事業により生産性の高い農地が整備されている。今後は、農地中間管理事業の活用により担い手への集積・集約化を加速化し、集団的農用地の確保と有効利用を図り、荒廃農地の発生を防止する。

また、中部及び南部の農用地は、比較的経営規模が小さいが、排水性の良い地質の特性を生かした農用地の利用を図るとともに、荒廃農地等を含め担い手への集積・集約化を推進し、農用地を良好な状態で維持・保全する。

さらに、農用地の保全や景観向上のための植栽活動等により田園風景等の美しい景観形成に努める。加えて、体験型農園やレクリエーション農園等の整備を進め、「ごてんば農家民宿村」や既存する農業系体験施設等を主体とした滞在型グリーン・ツーリズム等により交流・体験型農業の展開を促進し、都市住民等多くの人との交流を広げることで、農産物の販路拡大や荒廃農地等の有効利用を図り、活力ある農業経営を推進する。

## 2 農用地等保全整備計画（付図3号）

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
多面的機能支払交付金 (中丸)	農地維持活動、資源向 上活動 20.0ha	中丸	20.0	1	H19～R5 5,320 千円
中山間地域等直接支払事業 (中畑上合)	中山間地域における農 業生産の維持、多面的機 能の確保	中畑上合	5.1	2	H17～R6
多面的機能支払交付金 (清郷)	農地維持活動、資源向 上活動 37.2ha	清後	37.2	3	H26～R5 9,855 千円
多面的機能支払交付金 (二子)	農地維持活動、資源向 上活動 9.3ha	二子	9.3	4	H25～R5 2,305 千円
多面的機能支払交付金 (山之尻)	農地維持活動 48.6ha	山之尻	48.6	5	H27～R6 7,290 千円
多面的機能支払交付金 (六郎塚)	農地維持活動 25.2ha	印野・ 保土沢	25.2	6	H27～R6 3,500 千円
多面的機能支払交付金 (深沢)	農地維持活動 25.1ha	深沢	25.1	7	R1～5 3,735 千円
多面的機能支払交付金 (大堰)	農地維持活動、資源向 上活動 22.8ha	大堰	22.8	8	R1～5 6,067 千円
多面的機能支払交付金 (塚原)	農地維持活動 65ha	塚原・ 上小林	65.0	9	R2～6 9,750 千円

## 3 農用地等の保全のための活動

農用地を良好な状態で保管理するためには、将来にわたって農業経営を継続する意欲ある担い手に利用管理されることが必要である。このため、県・市・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等が一体となり農地中間管理事業等の活用により、認定農業者やビジネス経営体等への集積・集約化を推進する。特に、貸し手及び借り手の双方に不安が生じないように、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、地域の実態に応じた土地利用調整体制の確立に努める。

北部及び中部地区の中山間農業地域においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、条件不利地域と平地とのコスト差を補う中山間地域等直接支払制度等を活用し、荒廃農地の発生を防止する。

農用地や土地改良施設等の地域資源の保全対策としては、多面的機能支払制度を活用した活動が行われている。今後も、環境保全に配慮した営農活動や、用排水路・農道の長寿命化等を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮に努める。

一方、ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣による被害が拡大し、営農意欲の減退による荒廃農地の増加が進行している。そのため、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりや侵入防止柵の設置、わな猟免許取得の推進を通じた捕獲従事者の育成・確保による捕獲圧の強化等、地域一体となった被害対策を推進する。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、戦後の一斉造林により本地域外の富士山麓及び箱根外輪山に多く分布している。森林は多くの公益的機能を有しており、特に水源かん養機能及び土地に関する災害防止機能の維持増進は、農用地等の保全にとっても重要であることから、個々の森林の立地条件等を勘案し、必要な森林整備を推進するとともに、地場産材の販路拡大に努めることで、森林の保全を図る。

なお、本地域の水源となっている東富士演習場内の荒廃化による悪水の流出を防止するため、東富士演習場周辺障害防止対策事業、治山治水事業、緑地帯設置事業等を今後も継続実施し、農用地への悪影響を阻止する対策を推進する。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

令和2年現在の総農家数は1,924戸で、多くの農家は富士山からの湧水を利用し、水稻を主体とした農業経営を展開している。しかし、農業従事者の高齢化、担い手不足等に伴い農家数は直近5年間で1割減少している。また、国際情勢の影響による飼料・肥料価格の高騰等、農業経営は非常に厳しい状況にある。

このような状況に対応するため、将来においても水稻を中心とした銘柄産地づくりを推進することで、競争力のある地域産地として維持・形成を図るとともに、酪農・肥育牛・養豚・養鶏・施設園芸・水かけ菜・茶・ワサビ等の専作経営あるいは複合経営を推進する。また、認定農業者やビジネス経営体を中心として、スマート農業技術の導入を促進し、経営規模の拡大や経営の多角化・高度化等を図る。

特に北部地区は、富士山の湧水を利用した穀倉地帯であり、土地改良事業により水田の大区画化が進み、認定農業者も増えている。今後も認定農業者等の経営規模拡大のため、地域計画の策定を通じた話し合いを促進し農地中間管理事業等の活用により、農地の集積・集約化を推進するとともに、農作業の受委託の促進を図る。

また、御殿場市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、本市の農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業を主業とする農業従事者の目標を、年間農業所得1経営体あたり650万円程度、年間労働時間1,800～2,000時間程度とし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担うこととなるような農業構造を確立していくことを目指す。

#### 農業経営の基本的指標

営農類型		目標規模	作目構成
個人経営	水稻+作業受託	10.0ha	水稻 7ha+作業受託 3ha
	水稻+水かけ菜	5.0ha	水稻 5ha+水かけ菜 30a
	水稻+ワサビ	0.8ha	水稻 50a+ワサビ 30a
	水稻+施設園芸	1.8ha	水稻 1.5ha+施設園芸(ばら) 30a
	茶	2.0ha	茶 2.0ha(自園、自製、自販)
	酪農(畑地型)	45頭 4.5ha	経産牛 30頭+育成牛 15頭 畑地面積 4.5ha
	肉牛(肉専用種)	80頭	肉専用種(和牛) 80頭
	養豚(一貫経営)	72頭	母豚 60頭+雄豚 6頭+育成豚 6頭
	採卵鶏	20,000羽	採卵鶏 20,000羽

資料：御殿場市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和4年3月)

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

担い手である農業経営体に農地を集積・集約化するために、地域計画の策定を通じた話し合いを促進し農地中間管理事業等の活用を図り、農地利用最適化推進委員等の活動により、利用権設定等を機能的に推進する。

これらにより意欲ある認定農業者やビジネス経営体等の経営規模拡大を図るとともに、地域農業集団による農用地の有効利用の再検討や農業生産組織の育成を進め、兼業農家対策も勘案した農業経営の合理化、安定化を誘導する。

また、畜産経営については、新たな施設は既存の畜産団地周辺に誘導するほか、荒廃農地等を利用した飼料作物の栽培による自給飼料の確保を図る等経営の合理化を検討する。一方、家畜排せつ物については、耕種農家との連携を図りつつ適正に処理し、農用地に有機資源として積極的に利用する等、地球環境への負荷軽減と資源循環を促進する。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 認定農業者やビジネス経営体等の育成対策

農業経営に関する国の施策は、認定農業者や集落営農、認定新規就農者に集中的・重点的に実施されている。経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策とともに、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金等が実施されている。

このため、個別経営の農業者については、可能な限り認定農業者やビジネス経営体へ誘導するとともに、生産性の高い農地の担い手への集積・集約化を進め、経営の効率化を図る。

### (2) 農地中間管理事業等による農地の集積・集約化対策

県、市、農業振興公社、農業協同組合、農業委員会が一体となり、関係事業の内容等の積極的な啓発活動を行う。また、各地区の農家を対象に意向調査等を実施し、土地の自然条件、農用地の利用意向、後継者の有無、農用地の利用状況、農作業の実施の状況等を把握し、これを基に認定農業者等への農地の集積を図り、経営規模の拡大、農業経営の安定、担い手の育成を促進する。

さらに、目標地図作成のための地域の話し合いを実施し、地域の担い手や集積・集約化の対象となる農地の明確化を図り、地域計画による農地の集積・集約化を促進する。

### (3) 農作業の受委託の促進対策

令和2年現在、個人経営体のうち農業を主業とする経営体はわずか7%で大半が兼業農家である。このため、農地の利用が担い手となる農業経営体に集団化、連担化した条件で集積するように農地流動化の推進活動を強化し、農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握のもとに利用権設定等を機能的に推進する。さらに、このような農地貸借による規模拡大とあわせて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携し農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営者の規模拡大に資するよう努める。

#### (4) 地域計画の策定

兼業化や農業従事者の高齢化・後継者不在が進み、担い手不足や労働力不足が深刻化するなかで、本市農業を持続的に発展させていくためには、生産の拡大及び合理化を進め、農用地の有効利用を推進していかなければならない。そのため、地域の農業者及び農地利用の現状を把握し、将来の農地利用の在り方を地域ごとに話し合い、地域計画を策定する。

#### (5) 農業生産組織の活動促進対策

本地域にある水稻農家の集団組織、水かけ菜の生産組織等の育成を強化し、地域全体の生産技術のレベルアップを図るほか、担い手を中心とした集落営農組織の育成を検討する。

畜産は、労働負担を軽減し、周年拘束性を解消するため、畜産農家間で作業の共同化を図るとともに、酪農ヘルパー及び肉用牛ヘルパー組織の育成について、広域的な対応も含め検討する。

#### (6) 地力の維持増進対策

近年、化学肥料への過度の依存や単一作物の連作等による地力の低下が懸念されている。このため、土壌管理用機械による心土破碎、深耕、客土等、土壌の物理性の改善等を図るとともに、耕種農家と畜産農家の連携による堆肥供給体制の整備を検討し、有機物の投入等を積極的に行い、土づくりの促進を図る。また、農薬の使用回数低減等により、持続性の高い環境保全型農業を促進する。

#### (7) 特産物の産地化

本市の特産物である水かけ菜、ワサビ、茶、金華豚等の生産拡大と併せ、加工・販売施設の一体的整備による品質の安定化や販路開拓を進め、6次産業化による産地ブランド化を図る。また、付加価値の高い多彩な特産品づくりと地産地消を促進することで荒廃農地の発生防止・解消に努める。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林家のほとんどが農林複合経営であり、小規模の森林所有者が多いことから、林家個人で伐採、造林、撫育等を計画的に実施することは困難な状況である。引き続き、農業主体の世帯は、森林組合に森林の撫育管理を委託し、適切な森林管理を図る。

一方、市内には法人所有の山林も多くあり、林家の多くは法人に属し、構成員として作業報酬を得ている。今後も、農閑期を利用した法人主体の共同管理作業により、森林の保全と農林業経営の安定を図る。

## 第6 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、水稻を中心に、麦・大豆等の生産及び酪農、養鶏等の畜産を行っており、水かけ菜・ワサビ・富士山頂熟成茶・金華豚は、御殿場ならではの付加価値の高い特産物として定着している。全農家の約7割が水稻農家であるが、そのほとんどは兼業農家で、休日を利用した農業経営が展開され、農機具の個人所有率が高い。

今後は、土地改良事業により水田の大区画化、汎用化を推進するとともに、スマート農業技術等により、農作物生産のコスト低減と省力化を図り、農業経営規模の拡大と収益性の向上を推進する。

また、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用等の施策を推進する。

近年、食の安全・安心に対して消費者の関心が高まっているため、減農薬・減化学肥料による特別栽培農産物（水稻）の生産等を通じた環境保全型農業や、トレーサビリティシステムによる消費者への適切な情報提供を推進する。また、観光と連携し富士山等のブランド力を最大限に活かした商品開発等、6次産業化の取組や農産物の加工品のPR、新たな販路の開拓を推進する。

#### 近代化施設の整備の方向

水稻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗等の共同利用施設が整備されている。「ごてんばこしひかり」のブランド化を推進するため、種子更新の完全実施により、さらにおいしい米の供給に努める。</li> <li>・多様な消費者ニーズに対応し、トレーサビリティシステムにより適切な情報提供を行う。</li> <li>・自動走行農機、ICT水管理等のスマート農業を推進する。</li> </ul>
麦・大豆・そば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転作作物の普及を図るため、農協を中心に汎用コンバイン、堆肥散布機等の機械の導入・更新の検討を進め、共同利用を推進する。</li> </ul>
飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能機械による一貫生産体制を確立する。</li> </ul>
水かけ菜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水かけ菜漬けを中心に加工品の利用拡大を図るため、新たな食品加工施設の整備を検討する。</li> </ul>

#### (1) 北部地区（A地区）

本地区は、ほとんどが水稻を生産する穀倉地帯となっている。水稻の裏作として水かけ菜が栽培され、湧水を利用したワサビ栽培も行われており、ともに地域特産物として定着している。

また、高根地区を中心に県営基盤整備事業により水田の大区画化が完了しており、現在は、小山町一色地区とともに高根西部地区で整備が進められている。今後は、大型農業機械の導入検討等、農業の効率化・省力化・近代化を進め、高品質で生産性の高い農業の確立を図るとともにトレーサビリティシステムを十分に機能させ、信頼性の高い米づくりを目指す。さらに、ごてんばこしひかりを使用した焼酎「みくりやの雫」や地ビール「御殿場コシヒカリラガー」、日本酒の醸造等、6次産業化の促進や、酒米、飼料用米の生産等により、米の生産・利用拡大を図る。

また、米価は長期的に低下傾向で推移しているため、収益性の高い野菜の生産拡大を推進する。中でも、機械化一貫体系が可能なたまねぎの生産を図る。集荷調整貯蔵施設を整備し、機械化を行うことで水稻生産のみからの多角的生産体系を目指す。

(2) 中部地区(B地区)

本地区は、水稻及び芝・そばの栽培及び酪農・肥育牛等の畜産経営が中心となっている。芝は、需要の減少に伴い荒廃農地が拡大する傾向にあるため、今後は客土、土層改良等による地力増進を図るとともに、収益性の高い野菜生産へ転換する。そばは、作付面積が拡大してきており、汎用コンバイン等の機械の導入・更新により、作業の効率化・省力化を図る。さらに、新たな日本酒造りへの取組により、6次産業化の促進を図る。また、耕種農家と畜産農家の連携による自然循環機能の維持増進を図るため、家畜排せつ物の有効利用等の施策を推進する。

(3) 南部地区(C地区)

本地区は、水稻のほか、茶・水かけ菜・芝等が栽培され、一部では畜産経営も行われ、農業生産は多様化している。この地区は兼業農家が多く、経営も比較的小規模である。今後は、土地基盤整備や用排水路の整備を行い、水稻及び水かけ菜栽培等を中心に経営種目の適切な組み合わせによる振興を図り、産地化を推進する。

2 農業近代化施設整備計画(付図4号)

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)	受益戸数(戸)			
野菜集荷調整貯蔵施設	御殿場地区	A・B・C	30	100	農協生産部会	1	
野菜移植機 野菜収穫機	御殿場地区	A・B・C	30	100	農協生産部会	2	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、戦後の一斉造林により本地域外の富士山麓及び箱根外輪山に多く分布している。森林の多面的機能の維持増進を図るため、地域や林相に応じた計画的な森林整備とともに作業路網の整備を推進する。また、特用林産物のしいたけについては、林業施策との調整をとりつつ、栽培・加工施設の整備充実を図る。

## 第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年、産業構造の変化や都市化の進展、少子高齢化による人口減少に伴い、農業従事者の減少や担い手不足が進行し、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。本市でも、厳しい営農環境を背景として、後継者を確保していない個人経営体の割合は4割を超える一方、新規就農者は年間10名以下にとどまっており、担い手不足や生産者の高齢化が一層進行している。

こうした中、本市の農業を将来にわたって持続的に発展させていくためには、担い手の確保・育成が最重要課題となっている。このため、地域の新たな担い手となる新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就業者等を対象に、新規就農者育成総合対策として経営発展支援事業等を効果的に活用しつつ、新規就農に対する環境を整え、安定的な定着を目指す。また、就農に関する情報発信や相談、経営技術習得研修や就農計画の立案等、相談から就農までを総合的に支援することで、新規就農者の確保を図る。

さらに、農業分野の労働力不足解消を図るため、障がい者や高齢者、生活困窮者等の就労や生きがいがづくりの場を提供する等、農福連携を推進する。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市においても、効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成していくことは重要な課題となっている。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう、農業協同組合や東部農林事務所等との連携のもと、就農相談機能の充実や先進的法人経営等を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、生産方式や経営管理の高度化に対応した高い技術を有する人材の育成を推進する。

また、市内各地区（6地区）の担い手を中心とする水田転作管理組合等の地域農業団の育成支援活動を継続する。特に基盤整備実施区域については、調査事業等により各農家の営農計画を把握し、農地中間管理事業の活用や担い手への農地の集積・集約化、農作業の受委託等を促進し、集落営農の取組を支援する。

さらに、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の就業環境等の改善に向け、家族経営協定の普及による休日制の導入、高齢者・非農家等の労働力の活用システムを整備するとともに、企業の農業参入を加速するため、公益社団法人静岡県農業振興公社「企業参入支援センター」と連携し、農業参入希望企業の掘り起こしや参入支援を進める。

加えて、担い手不在地域へ新たな担い手を確保するため、静岡県農業法人誘致推進連絡会に参画し、農業法人等の誘致活動に積極的に取組む。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は兼業農家の割合が高く、令和2年現在、個人経営体のうち農業を主業とする経営体7%、準主業26%、副業的67%となっている。農業従事者の他産業就業の現状としては、第3次産業の占める割合が最も高い。また、工業団地への企業誘致や、新たな工業用地の確保等により雇用機会を拡大し、就労の場の安定確保を図っている。

このように、農業従事者の就業機会を確保することは、半農半X等の多様な働き方により農村への定住につながり、都市部への人口流出を抑制し、農業の持続的発展の基盤となることから、農業従事者の安定した雇用の確保に努める。

一方、体験型農園やレクリエーション農園の活用や、「ごてんば農家民宿村」をはじめとしたグリーン・ツーリズム等により交流・体験型農業の展開を推進し、都市住民等との交流を広げ、地域の活性化を図ることにより就労の場の確保に努める。

将来における農業従事者の就業目標は次表のとおりである。

単位:人

I	II	従業地						計		
		市内			市外			男	女	計
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	林業	2	0	2	3	0	3	5	0	5
	鉱業	1	0	1	2	0	2	3	0	3
	建設業	52	22	74	25	4	29	77	26	103
	製造業	264	200	464	287	42	329	551	242	793
	電気・ガス・水道	14	8	22	18	2	20	32	10	42
	運輸・通販	49	12	61	62	4	66	111	16	127
	卸売・小売・飲食	23	107	130	22	24	46	45	131	176
	金融・保険	35	52	87	24	22	46	59	74	133
	不動産	8	10	18	6	2	8	14	12	26
	サービス業	150	289	439	99	80	179	249	369	618
	公務員	155	76	231	56	34	90	211	110	321
		<b>小計</b>	<b>753</b>	<b>776</b>	<b>1,529</b>	<b>604</b>	<b>214</b>	<b>818</b>	<b>1,357</b>	<b>990</b>
自営 兼業	林業	5	0	5	0	0	0	5	0	5
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	47	6	53	4	0	4	51	6	57
	製造業	18	6	24	2	0	2	20	6	26
	電気・ガス・水道	9	0	9	1	0	1	10	0	10
	運輸・通販	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	卸売・小売・飲食	29	48	77	6	2	8	35	50	85
	金融・保険	4	2	6	0	0	0	4	2	6
	不動産	43	48	91	2	0	2	45	48	93
	サービス業	40	44	84	6	2	8	46	46	92
	公務員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		<b>小計</b>	<b>196</b>	<b>154</b>	<b>350</b>	<b>21</b>	<b>4</b>	<b>25</b>	<b>217</b>	<b>158</b>
出稼ぎ	<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
日雇 臨時雇	林業	3	0	3	2	0	2	5	0	5
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	4	0	4	3	0	3	7	0	7
	製造業	4	6	10	4	1	5	8	7	15
	電気・ガス・水道	1	0	1	1	0	1	2	0	2
	運輸・通販	1	0	1	2	0	2	3	0	3
	卸売・小売・飲食	2	8	10	1	1	2	3	9	12
	金融・保険	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	不動産	1	1	2	0	0	0	1	1	2
	サービス業	18	19	37	6	2	8	24	21	45
	公務員	4	3	7	1	0	1	5	3	8
		<b>小計</b>	<b>38</b>	<b>38</b>	<b>76</b>	<b>20</b>	<b>4</b>	<b>24</b>	<b>58</b>	<b>42</b>
	<b>総計</b>	<b>987</b>	<b>968</b>	<b>1,955</b>	<b>645</b>	<b>222</b>	<b>867</b>	<b>1,632</b>	<b>1,190</b>	<b>2,822</b>

(注)1目標:令和15年(2033年)

2資料:農林業センサス

## 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

### (1) 企業進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

静岡県の「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」の認定を受けた富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏により、優良企業の積極的誘致が本格化している。そのため、新たな工業系適地として企業誘致が可能な地域の地権者及び地域関係者等の意向を十分に調査し、進出を希望する企業と、地元、市の連絡調整を密にし、農業従事者の雇用機会の拡充を図る。

### (2) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

富士山の湧水を利用した地域の特産物である水かけ菜・ワサビ等は、水利等により栽培が一部地域に限られており、生産拡大を図れないのが現状である。しかし、水かけ菜については、販路が拡大され、特産物として定着している。

今後は生産組合を強化して、地域ごとの集出荷を推進するほか、新たな加工食品の開発や販路開拓等、6次産業化による商品の多様化を進め、地場産業の振興とともに、農業従事者の就業機会の確保を図る。また、地場産品を積極的に活用したグリーン・ツーリズム等を促進し、都市との交流を広げることで、地域の担い手が活躍できる就業機会の場の確保に努める。

### (3) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

地域農業における専業農家と兼業農家の役割分担を明確化し、農用地の集積・集約化を図るためにも、兼業農家の安定的な就業の場を確保する必要がある。そのため、御殿場市雇用対策協議会を中心に雇用情報の収集に努め、農業従事者の就業促進を図る。

## 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業の経営形態はほとんど農林複合型であることから、効率的な林業経営を確立するため、基盤施設となる作業路網の整備を推進し、高性能林業機械の導入を検討する。また、「ごてんば木育推進宣言」を契機に、御殿場産木材のブランド化を積極的に推進し、建築・建具・その他木工用材等地元木材の販売・利用を促進することで、農林業従事者の就業機会及び所得の増加を図る。

## 第9 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

#### (1) 安全性

##### ア 防災

地震や火災、風水害等の災害から市民の生命・財産を守るため、防災体制全般の充実や、災害が発生した際に被害を最小限にするためのシステム整備が求められている。

そのため、防災マップの活用や、御殿場市危機管理計画基本計画を筆頭に危機事案ごとに定めた御殿場市地域防災計画や御殿場市危機管理マニュアル等各種計画の一層の充実を図る。また、御殿場市業務継続計画を踏まえた訓練の実施により、災害時に実効性のある庁内体制を強化するとともに、災害後の復旧体制づくりに努める。

また、近年、静岡県内では線状降水帯の発生や記録的短時間大雨情報が発表される等、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような降雨となることもあり、本市においても、土砂流出防止や国土保全、水源かん養等多面的な機能を持つ農用地や森林の適正な維持管理は大きな課題となっている。

そのため、国や県との連携により、東富士演習場内も含め災害防止対策の計画的な実施を推進する。さらに、農用地や森林の保全と適正な管理による多面的機能の維持増進を図るとともに、環境に配慮した河川や用排水路の整備、維持管理により、総合的な環境共生型の治山治水を推進する。

##### イ 交通安全

本市の交通事故発生件数は、近年減少傾向にあるが、産業・観光関連の交通量が多い主要幹線道路に生活交通が重なっているため、他の都市と比較すると依然として件数は多く、防止対策は急務となっている。

そのため、交通安全教育・啓発による交通安全意識の高揚とともに、縁石やカラー舗装等による歩車分離、歩道の設置等交通安全施設の整備、交通障害の解消、交通事故被害者対策の充実等を通じて、交通事故が発生しにくいまちづくりを推進する。

##### ウ 防犯

本市では地域の自主的な防犯活動が展開されており、犯罪件数は減少傾向にある。しかし、空き巣や車上狙い等窃盗犯罪は後を絶たない上、振り込め詐欺等、その内容も多様化している状況にある。

そのため、防犯教育の充実等による防犯意識の向上や地域防犯活動への支援、警察と地域防犯団体の連携強化、さらに防犯灯・防犯カメラの設置や維持を推進し、安全で住みよい、犯罪の発生しにくいまちづくりを推進する。

#### (2) 保健性

##### ア ごみ処理

本市のごみ発生量は、近年微減傾向にあるものの、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進は、大きな課題となっている。

そのため、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のための新たな3R（リフューズ（断る）、リターン（戻す）、リカバー（回復させる））を加えた6Rの取組による、包装の簡素化や買い物袋持参等の実践活動の啓発・促進、分別排出の徹底に加え、生ごみや畜産排せつ物の堆肥化等バイオマスの有効利用を促進することで、資源循環型のまちづくりを目指す。

また、富士山エコパーク焼却センター及び再資源化センターは、循環型社会に貢献しつつ適切な運営、維持管理を図る。

## イ 排水

本市では、生活排水処理に係る施設として、御殿場浄化センター及び御殿場市・小山町広域行政組合衛生センターが整備されているが、令和3年現在、汚水処理人口普及率<sup>\*</sup>は66.5%と全国平均の92.6%を大きく下回っており、生活排水処理施設の整備・強化が求められている。

そのため、市の生活排水処理基本計画や公共下水道事業計画に基づき、公共下水道の整備を推進するほか、合併処理浄化槽の設置等地域特性に応じた処理方式による整備を促進する。また、浄化センター等の汚水処理施設については、老朽化に対応した計画的な拡充・改修を図るとともに、将来に向けた新施設の整備を検討する。

## ウ 給水

本市の水道は、富士山と箱根山の地下水を水源にしており低廉で良質であるが、近年、開発等により水源かん養機能の低下が懸念されている。

また、水道事業を取り巻く環境は、施設・管路の老朽化や耐震化による更新費用が増加する一方、給水人口の減少や節水意識・節水機器の普及により収益が減少する等、厳しさを増していくことが想定されている。

そこで、将来にわたって健全で強靱な水道事業の運営を目指し、水道事業経営戦略及びアセットマネジメント（資産管理）計画に基づき、中長期的な視点で安定供給に努める。

また、生活排水等による河川の汚濁や化学物質による地下水汚染が懸念される中、有害物質等の利用にあたっての注意を喚起するとともに、井戸水や湧水の水質検査や漏水調査・管路情報の整備を継続的に実施する等、水源水質の管理体制強化による安全な水質の確保を推進する。

## エ 保健・医療

高齢化や生活習慣の変化が進む中、健康寿命の延伸を実現するためには、健康診断による早期発見早期治療にとどまらず、生活習慣病予防及び重症化予防のための取組が重要である。

このため、市民が自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康を支え守るための社会環境の整備、健康づくりのための教室・講座の開催、健康相談・訪問指導の実施、メンタルヘルスを含むライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの実施、保健師・管理栄養士等専門職の確保等を図る。

また、高齢化の進展による疾病構造の変化や新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により各種制限が解除されていく中、医療に対する要求が多様化・高度化・専門化していると同時に、市民誰もが住み慣れた地域で安心して必要な医療サービスを受けられることが求められている。

---

<sup>\*</sup>汚水処理人口普及率：（公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、浄化処理槽の処理人口）÷総人口×100

そのため、身近な地域で適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医の普及啓発や在宅医療の促進に努めるとともに、診療需要の高い診療科目に対する医療体制の整備を図る。また、各医療機関の機能分担による連携強化を図り、高度医療受診体制の整備に努める。

### (3) 利便性

#### ア 交通

本市は、東名・新東名高速道路や国道246号・138号等、広域幹線道路が交錯しているため、産業・観光関連の交通が多く、これに生活交通が重なり、渋滞や沿道環境の悪化、交通事故等の課題を抱えている。

そのため、防護柵や縁石、カラー舗装等による歩車分離や景観に配慮したゆとりのある道路整備を推進し、歩行者にも安全で、利便性の高い道路網の整備を推進する。

また、新東名高速道路の新御殿場インターチェンジ以東の整備を促進するとともに、周辺道路の整備を推進する。

一方、鉄道・バス・タクシー等の公共交通機関は、超高齢社会において大きな役割を担っていることから、鉄道・バス輸送の充実を推進するとともに、公共交通空白地域等の路線バス網の形成が困難な地域では、高齢者等タクシー及び移動サービス支援の拡大等、地域特性に応じた効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図る。

また、交通結節点である御殿場駅前広場の利便性の向上に努め、円滑な交通誘導ネットワークの構築を目指す。さらに歩行者に配慮した交通体系となるよう交通動線を見直すとともに、施設のユニバーサルデザイン化を進め、高齢者・障害を持つ人等全ての人が移動しやすい環境整備を図る。

#### イ 情報通信（デジタル化）

スマートフォンの急速な普及により、モバイル端末によるインターネット利用が拡大しているが、全国的に見ても、情報通信機器の利用には世代間格差があり、特に70歳以上の高齢者の利用率は低くなっている。

そのような中、特に市民生活の身近な場面で、市民が便利さを実感できるような行政サービス（窓口のキャッシュレス決済導入等）の提供、普及が進んでいるマイナンバーカードの利活用シーンの拡大、市独自のデジタル地域通貨「富士山Gコイン」活用による地域経済活性化等デジタル環境の整備を推進するとともに、スマホ講習会の実施や支援体制を整備し、デジタル格差の解消を継続的に実施していき、デジタル社会形成を強力に推進する。

### (4) 快適性

#### ア 公園・緑地

公園・緑地は、市民の憩い、安らぎ、健康増進の場として、また、防災や災害発生時における拠点施設としての機能を併せ持つ等、都市機能として欠かせない施設である。

そのため、「緑の基本計画」及び「公園長寿命化計画」に基づいて、老朽化施設の計画的な更新及び修繕を実施するとともに、公園・緑地を緑道や遊歩道等をつなぎ、生態系にも配慮した緑のネットワーク化を進め、緑に親しめる快適な地域環境の形成を目指す。

また、秩父宮記念公園第2期整備や(仮称)原里市民の森等、周辺の自然・景観を保全しつつ地域の新たな交流の場として、積極的な整備を推進する。

## イ 子育て支援

子育て家庭への支援体制の充実が求められる中、本市では、「真の子育て支援日本一のまち」を目指し、一時預かり事業、延長保育、障害児保育等、多様な保育サービスの提供や地域の子育て支援の量的拡充、質の向上に努めている。

今後は、民間活力を積極的に活用した認定こども園の整備を実施し、3歳未満児受け入れ枠の拡大を図り、待機児童実質ゼロを目指す。

また、老朽化に伴う保育所施設の大規模修繕や改築を順次推進する。

## ウ 高齢者福祉

本市でも高齢化は着実に進行しており、高齢者福祉の基盤・環境づくりは急務となっている。

そのため、介護予防・生活支援サービスの充実、社会参加機会の確保等、高齢者が自立した生活を維持するための施策を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築等、住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることができるよう在宅福祉の充実を図り、活力ある長寿・福祉社会を目指す。

## (5) 文化性

### ア スポーツ活動

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、スポーツやレクリエーション活動に対する市民ニーズは益々高まっており、スポーツ人口は増加している。

本市では、多くの市民が、スポーツ・レクリエーション活動を通じ、健康増進・体力向上、楽しみ、自己実現等、それぞれの目的を達成できるよう、スポーツ関連団体と連携し「市民ひとり1スポーツ」を推進している。今後も、生涯スポーツや競技スポーツ、年代やニーズ等を踏まえ、さらなる普及や施設の改修・整備等を図る。

また、ゴルフや馬術、トレイルランニング等、富士山麓の御殿場の魅力的なスポーツ資源を活用した交流や誘客等、スポーツ・ツーリズムを推進する。

### イ 教養、娯楽

近年、芸術・文化を鑑賞し、また自ら取組むことを通じて、自己実現や生きがいを得て、豊かなライフスタイルを実現しようとする市民のニーズが高まっている。

そのため、幅広い世代の市民が、芸術・文化の受け手、創り手、支え手となれるよう、活動や発表の場となる市民会館及びコミュニティセンター等の有効利用、学校等身近な施設の環境整備に努めるとともに、芸術・文化に触れる機会の充実を図る。

さらに、施設の老朽化・狭小化により新設が求められていた図書館と郷土資料館については、複合施設として郷土資料館機能を有した新図書館の整備を推進する。

### ウ 文化遺産の保全

市民の生活様式や価値観が変化する中で、地域の伝統文化や民俗芸能等の文化遺産を永く後世に伝えていくことが必要となっている。そのような中、令和4年に「沼田・大坂の湯立神楽」が国重要無形民俗文化財に指定され、農村の地域コミュニティが約250年にわたり守り伝えてきた貴重な民俗芸能が重点的に保護されることとなった。

今後も引き続き、市内に残る貴重な文化遺産を保全しつつ、調査・研究を進め、文化財に対する市民の認識と理解を深めるための研究活動を支援する。特に、歴史や風土、農業・林業等の生業に根差し、市民の生活の中に蓄積されてきた伝統文化を大切にするとともに、その価値を広く市民が

共有できるようわかりやすい情報発信に努める。

また、世界文化遺産富士山については、国や県、関係市町と連携して保全管理体制を整えるほか、市民団体等と協働して環境保全を呼びかけるとともに情報発信や啓発活動を進める。

## 2 生活環境施設整備計画

該当なし

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、戦後の一斉造林により本地域外の富士山麓及び箱根外輪山に多く分布している。森林のもつ多様な機能を活用しつつ、里山林として樹種転換を進め、身近にある雑木林の自然に親しむことにより感性を育むことができる環境の整備を進める。また、森林公園には多くの来場者があるため、農業体験への誘導等により地域農業との連携を図る。

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第 10 付図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）（該当なし）

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

別記に掲げる土地を農用地区域とする。

地区番号	区域の範囲	農用地区域
A地区 (北部地区)	県道御殿場富士公園線、東富士演習場との境界線、箱根山系の森林地帯との境界線、国道138号、県道御殿場箱根線、市街化区域との境界線を順次結んで囲まれた区域。 高根地区全域、大字深沢・東田中・新橋・北久原・仁杉・萩原・西田中・中畑・茱萸沢	別冊調書に掲げている地番に当たる土地
B地区 (中部地区)	県道御殿場富士公園線、東富士演習場との境界線、駒門工専地域との境界線、東名高速道路、市街化区域との境界線を順次結んで囲まれた区域。 印野地区全域、原里地区全域、大字中畑・茱萸沢・萩原・竈	別冊調書に掲げている地番に当たる土地
C地区 (南部地区)	東名高速道路、駒門工専地域との境界線、東富士演習場との境界線、裾野市との境界線、箱根山系の森林地帯との境界線、国道138号、県道御殿場箱根線、市街化区域との境界線を順次結んで囲まれた区域。 富士岡地区全域	別冊調書に掲げている地番に当たる土地

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

### (2) 用途区分

地区番号	用途区分	
A地区 (北部地区)	農地(田・畑)	下記の用途として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地	農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番に当たる土地
B地区 (中部地区)	農地(田・畑)	下記の用途として区分した区域以外の区域
	採草放牧地	農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を採草放牧地とした地番に当たる土地
	農業用施設用地	農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番に当たる土地
C地区 (南部地区)	農地(田・畑)	下記の用途として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地	農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番に当たる土地

## 農業振興地域及び整備計画の指定、策定及び変更経過

### (1) 農業振興地域の指定及び区域変更

	指定（変更）年月日	備 考
農業振興地域指定	昭和46年3月31日	
第1回農業振興地域区域変更	昭和51年12月18日	
第2回 〃	昭和59年3月31日	
第3回 〃	昭和59年11月16日	
第4回 〃	平成6年4月12日	
第5回 〃	平成9年11月14日	
第6回 〃	平成28年3月25日	

### (2) 農業振興地域整備計画の策定及び主な変更

	協議完了年月日	12条公告年月日	公告番号	備 考
整備計画策定	昭和49年3月29日	昭和49年3月30日	21	
第26回整備計画変更	昭和62年6月1日	昭和62年6月2日	92	重要変更
第39回整備計画変更	平成5年3月10日	平成5年3月25日	15	重要変更
第50回整備計画変更	平成10年5月1日	平成10年5月13日	16	重要変更
第62回整備計画変更	平成15年9月4日	平成15年9月5日	29	定期変更
第76回整備計画変更	平成21年3月3日	平成21年3月11日	21	定期変更
第101回整備計画変更	平成29年3月8日	平成29年3月14日	72	定期変更
第124回整備計画変更	令和6年2月19日	令和6年2月26日	69	定期変更

## 【用語説明】

### あ行

#### アセットマネジメント

施設（資産）に対し、管理に必要な費用、人員を投入し、良好なサービスを持続的に提供するための事業運営。

#### 裏作

主な作物を収穫した田畑に、次の作付までの期間、他の作物を栽培すること。

### か行

#### 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

#### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

#### 環太平洋パートナーシップ協定

アジアや太平洋地域の投資、貿易などの経済活動の連携と促進を目指した多国間の経済連携協定。

#### 客土

土壌の性質を改善する目的で、粘土含量が高く鉄その他の養分の多い山土や、有機物、窒素などの養分に富む湖底や沼、用水路などの泥土を田畑に搬入すること。

#### グリーン・ツーリズム

農山漁村に滞在し、農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動。

#### 公共交通空白地域

駅やバス停などが一定の距離の範囲内にない地域。（ただし、距離の定義はない。）

#### 荒廃農地

耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が不可能な農地。

### さ行

#### 市街化区域

都市計画法による都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

#### 心土破碎

農地に溜まる水を速やかに排出することを目的として、作業機を使い農地に一定の間隔で、60cm程度の深さまで亀裂が入るよう切り込みを入れ、水が通る道をつけていくこと。

#### 水源涵養

洪水の緩和、水資源の貯留、水質の浄化といった機能。

#### スポーツ・ツーリズム

スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加など、スポーツを主な目的としてその地域を訪れる観光活動。

#### スマート農業

ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。

#### セーフティネット対策

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農業経営の維持安定が困難な農業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期かつ低利な資金融資等。

## た行

### 多面的機能支払制度

農業が持つ多面的機能の維持や、地域の共同活動を支援するために設立された助成金制度。

### 地域計画

地域農業を維持するために、地域での話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した計画。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で住み続けられるように、地域内で構築されるサポート体制のこと。

### 地産地消

地域で生産された農林水産物をその地域で消費すること。

### 中山間地等直接支払制度

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度。

### 超高齢社会

高齢社会が進行し、65歳以上の高齢者の割合が全人口の21%を超えた社会。

### 長寿命化

インフラなどの補修・更新等を行い、耐久性を向上させ、長持ちさせること。

### デジタル格差

インターネットやパソコンをはじめとした情報通信技術を使える人と使えない人の間に生じる教育的、経済的、社会的な格差。

### トレーサビリティ

生産物等の生産や流通の履歴が追跡可能であること。

## な行

### 肉用牛ヘルパー

生産者が高齢であったり、病気にかかるなど、自ら作業ができない時に、地域の生産者が互いに助け合い、生産者に代わって飼養管理などを行う。

### 認定農業者

市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等(営農区域によっては都道府県又は国)が認定し、これらの認定を受けた農業者。

### 農業振興地域

今後、概ね10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域。

### 農業DX

個別の農業生産(営農)に加えて、流通や販売、マーケティング、ブランディング、廃棄物処理、CO2排出対策なども含めた農業全体を、最先端の科学技術やデータ利活用を通じて変革しようとするもの。

### 農地中間管理事業

農地中間管理機構が、農地を貸したい者から借り受け、できるだけまとまった形で担い手に貸し付ける事業。

### 農地の集積・集約化

集積は、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。

集約化は農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

### 農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現して

いく取組。

## 農用地区域

農業振興地域内にある集団的に存在する農地や生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域。

## は行

### 半農半X

農業を営みながら他の仕事にも携わる働き方のこと。

### ビジネス経営体

農業を将来的に発展させるため、企業的経営を実践する経営体。

## ま行

### 水管理システム

水田やほ場の水位・水温等を各種センサーで自動測定し、スマートフォン等で確認・操作が可能なシステム。

## や行

### ユニバーサルデザイン

すべての人々が利用しやすい製品、サービス、空間のデザインのこと。

## ら行

### ライフコースアプローチ

一人の人生を胎児期、幼少期、思春期、青年期および成人期から老年期まで繋げて考えること、社会的経済的な状態、栄養状態、精神状態、生活環境などにも着目して考えること。

### 酪農ヘルパー

生産者が休日を取得できるように、代わりに搾乳やエサやりなど牛の世話をを行う。

## 林相

森林を構成する樹種、疎密度、林齢、林木の

生長状態などによって示される森林の全体像・外観。

## 6次産業化

1次産業としての農林漁業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。(1×2×3=6)

## ローマ字

### ICT

通信技術を活用したコミュニケーション。Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。

### SDGs

貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、世界共通の17の目標。